

滋賀県動物保護管理センターにおける麻薬の無免許施用について

動物保護管理センターにおいて、麻薬及び向精神薬取締法に違反し、麻薬施用者免許がないにもかかわらず麻薬を施用していた事案があり、6月2日(火)に公表しましたので、これを報告します。

1. 経過

- ・動物保護管理センターでは、従来は炭酸ガスによる犬猫の殺処分を行っていた。
- ・平成26年12月からは、動物の負担をより軽減させるため、麻薬施用者免許を有する獣医師職員(1名)が、前処置として麻薬であるケタミンを用いて鎮静させた後、睡眠薬の過剰投与による殺処分を行っていた。
- ・麻薬施用者免許を有する職員が、3月から病気休暇に入り、これ以降、所長の命により麻薬施用者免許を有しない獣医師職員(1名)が前処置として麻薬を使って、犬猫の殺処分を行っていた。

無免許で麻薬の施用を行った期間 平成27年3月6日から平成27年5月28日まで のべ14日
使用した麻薬の量 84.9ミリリットル 67回に分けて施用

2. 端緒

- ・5月28日(木)に、当該担当職員が、病気休暇中の職員の状態から判断して、他の職員が麻薬施用者免許を取得する必要があるのではないかと思い、所長に相談した。
- ・所長が甲賀保健所に問合せたところ、そもそも免許所持者以外の者は麻薬の施用ができないことが判明した。

3. 原因

- ・センターでは、麻薬施用者免許を有する職員が在籍していれば、センターの他の職員による麻薬の施用が可能と考えていた。
- ・生活衛生課では、センターで殺処分の方法を変更したことは把握していたものの、使用している薬剤に麻薬が含まれていることについては把握できていなかったため、適切な麻薬の管理に対する指導ができなかった。

4. 対応および再発防止について

- ・5月29日以降、麻薬による殺処分を中止した。
- ・今後は、対応する職員すべてに麻薬施用者免許を取得させることとし、当面、獣医師職員(1名)の免許申請を行ったところ。
- ・生活衛生課は、薬務感染症対策課の助言を得ながら、適切な麻薬の管理に対する指導を適時行うこととする。

5. 麻薬施用による殺処分の状況

麻薬施用者免許を有する職員が行ったもの	12月5日から3月3日まで	犬34頭	猫28頭	計62頭
麻薬施用者免許を有しない職員が行ったもの	3月6日から5月28日まで	犬47頭	猫20頭	計67頭

【参考】

○関係法令

麻薬及び向精神薬取締法

(免許)

第三条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は都道府県知事が、それぞれ麻薬業務所ごとに行う。

(以下略)

(施用、施用のための交付及び麻薬処方せん)

第二十七条 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。 (以下略)

○殺処分の方法

まず、動物の負担を軽減させるため、前処置として、鎮痛作用のある麻酔薬と麻薬(ケタミン)の混合液を筋肉注射し、鎮静させる。

つぎに、睡眠薬を静脈内に過剰投与する。